

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	横浜市港南台地域ケアプラザ
所在地	横浜市港南区港南台三丁目3番1号
事業所の種類	介護予防通所介護・日常生活支援総合事業 第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)
定員	一日18名
事業者指定番号	神奈川県 1493100760号
管理者・連絡先	後藤 雅彦 ・ TEL 045-834-3170
サービス提供地域	横浜市港南区(港南台1～9丁目・日野南1～7丁目・日野中央1～3丁目) 横浜市磯子区洋光台5～6丁目 横浜市栄区(小山台1～2丁目・元大橋1～2丁目・若竹町・上郷町)

2 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員
管理者	管理者は、業務の管理を一元的に行います。	1名 (常勤専従)
生活相談員	生活相談員は、利用者やその家族からの相談に応じるとともに、利用の申し込みに係る調整や予防通所介護サービス計画の作成を行います。また、必要に応じて利用者への説明を行います。	2名 (常勤 2名)
看護職員	看護職員は、利用者の健康状態を把握するとともに、医療的な立場から機能訓練等の指導を行うほか、利用者の家族に対し、介護方法の指導等を行います。	5名 (非常勤兼任5名)
介護職員	介護職員は、入浴、排せつ、食事等の介護等を行うとともに、施設への送迎を行います。	10名 (非常勤専任8名)
機能訓練指導員	機能訓練指導員は、通所介護における機能訓練プログラムを作成し、利用者に対し必要な指導を行います。	5名 (非常勤兼務5名)

3 業務日及び業務時間

業 務 日	業 務 時 間
原則として、月曜日から土曜日 ただし、12月29日から1月3日までを除きます。	午前9時から午後5時まで。サービス提供は、原則午前9時30分から午後4時35分までです。

4 サービス内容

- 1) 予防通所介護・日常生活支援総合事業計画の作成
- 2) 生活指導(相談援助等)
- 3) 機能訓練(日常動作訓練)
- 4) 選択サービス運動器機能向上サービス, 口腔器機能向上サービス, 生活機能向上グループ活動)
- 5) 介護サービス(移動や排せつの介助, 見守り等)
- 6) 健康状態の確認
- 7) 送迎
- 8) 給食
- 9) 入浴

5 利用者負担金及びその滞納等

- 1) 事業者が提供するサービスの利用者負担金については、関係法令等に定めるとおりとし、契約期間中に関係法令等に変更があった場合は、これに従って改訂後の金額が適用されます。
- 2) サービス内容を変更した場合は、その変更内容により利用者負担金も変更されます。
- 3) 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を2か月以上滞納し、それ以降定められた期間内に滞納額の支払いがない場合は、この契約を解除する旨の催告をします。
- 4) 利用者は、事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

6 当事業所における運営方針

当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- 1) 利用者が自立した日常生活を営むこと及び利用者の家族の負担を軽減することを目標に、利用の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて、予防通所介護サービスを提供します。
- 2) 予防通所介護サービス計画の作成にあたっては、利用者の意思を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。計画の作成にあたっては、必要に応じて利用者宅を訪問の上、状況調査を行います。
- 3) 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するように十分配慮します。
- 4) 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備します。

ア 採用時研修 採用後6か月以内

イ 定期研修 年1回

7 秘密保持

事業所及びその従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

8 相談窓口、苦情対応

当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

電 話 番 号	045-834-3170
F A X 番 号	045-834-3145
担 当 者	後藤 雅彦
そ の 他	相談・苦情については、担当者、管理者及び生活相談員が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者及び生活相談員に引き継ぎます。

(区福祉保健センターほか)

相談機関	連絡先	受付時間	担当
港南区福祉保健センター	TEL:045-847-8495 FAX:045-845-9809	月～金 9:00～17:00	高齢・障害支援課
磯子区福祉保健センター	TEL:045-750-2494 FAX:045-750-2540	月～金 9:00～17:00	高齢・障害支援課
栄区福祉保健センター	TEL:045-894-8547 FAX:045-893-3083	月～金 9:00～17:00	高齢・障害支援課
横浜市 はまふくコール	TEL:045-263-8084 FAX:045-550-3615	月～金 8:45～17:15	健康福祉局 介護事業指導課
神奈川県国民健康保険団体 連合会(西区楠町27-1)	TEL:045-329-3447 (苦情専用) 0570-022110	月～金 8:30～17:15	高齢・障害支援課

9 運営法人の概要

名称	社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 神奈川県済生会
代表者名	支部長 赤星 透
法人本部所在地・連絡先	横浜市神奈川区西神奈川一丁目13番10号・TEL:045-423-2301
実施事業の概要	医療・居宅介護支援・在宅介護支援・訪問看護・老人福祉施設・老人保健施設・通所介護・授産施設・保育園
事業所数	22事業

10 介護サービス第三者評価の実施状況

実施の有無:無

令和 年 月 日

予防通所介護・日常生活支援総合事業契約の開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

<事業者>

所在地 横浜市港南区港南台三丁目3番1号
事業者名 横浜市港南台地域ケアプラザ

<説明者>

氏 名 _____ 印 _____

私は、契約書及び本書面により、事業所から予防通所介護・日常生活支援総合事業について重要事項説明を受け、同意し、交付を受けました。

<利用者>

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

<家族又は立会人>

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

続 柄 _____

<代理人>

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

続 柄 _____

介護予防通所介護・日常生活支援総合事業契約約款

（介護予防通所介護・日常生活支援総合事業の内容）

第1条 介護予防通所介護・日常生活支援総合事業は、事業者が管理運営する施設において、利用者が自立した日常生活を営むこと及び利用者の家族の負担を軽減することを目標に、利用者の日常生活に関する相談・助言、健康状態の確認その他利用者に必要な介護、並びに機能訓練等を行うサービスです。

第2条 事業者は、次の施設及び日程により予防通所介護・日常生活支援総合事業を提供します。

第3条 サービス提供に当たっては、別添の「予防通所介護・日常生活支援総合事業計画書」に沿って提供します。

サービス提供 を行う施設	所在地	横浜市港南区港南台三丁目3番1号		
	名 称	横浜市港南台地域ケアプラザ	電話	834-3141

	曜 日	時 間 帯	内 容（概 要）
(1)	曜日	9:30 ~ 16:35	送迎・入浴・食事等・運動器
(2)	曜日	: ~ :	
(3)	曜日	: ~ :	
(4)	曜日	: ~ :	

（担当者）

第2条 介護予防通所介護・日常生活支援総合事業の提供責任者は、次の者です。
サービスについてご相談や苦情等がある場合は、どんなことでもお寄せください。

氏名： 後藤 雅彦 連絡先（電話）：045 - 834 - 3170

（実施地域）

第3条 介護予防通所介護・日常生活支援総合事業を実施する通常の実施地域は、別表のとおりとします。

（利用者負担金）

第4条 利用者の方からいただく利用者負担金は、次のとおりです。

- この金額は、介護保険の法定利用者負担金の範囲内で定められた金額です。
- 利用者負担金については、利用時に毎回現金にてお支払いいただくか、ご指定の金融機関口座から引き落としさせていただきます。
- 次の各号に掲げるものに係る経費については、実費相当分をご負担いただきます。
 - 食事代（おやつ代含む）
 - 通常の実施地域を超えて行う予防通所介護・日常生活支援総合事業に要した交通費は、公共交通機関により要した費用の実費を徴収する。
 - 介護予防通所介護・日常生活支援総合事業で提供されるサービスのうち、日常生活においても必要とされるもの
- 通常のレクリエーション以外に行う特別な行事に係る経費については、事前に利用者に説明したうえで、ご負担いただくことがあります。

[利用 1 ヶ月あたりの利用者負担額及び利用者負担実費]

(日常生活支援総合事業)

		単位	金額	利用者負担金 (1割負担)	利用者負担金 (2割負担)	利用者負担金 (3割負担)
通所型独自サービス1	要支援1	1,798単位	19,274円	1,928円	3,855円	5,783円
通所型独自サービス/22	要支援2 (週1回)	1,798単位	19,274円	1,928円	3,855円	5,783円
通所型独自サービス2	要支援2 (週2回)	3,621単位	38,817円	3,882円	7,764円	11,646円
通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ1 (要支援1)		72単位	771円	78円	155円	232円
通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/212 (要支援2・週1回程度)		72単位	771円	78円	155円	232円
通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/22 (要支援2・週2回程度)		144単位	1,543円	155円	309円	463円
通所型独自サービス科学的介護推進体制加算		40単位	428円	54円	108円	161円
通所型独自サービス科学的介護推進体制加算 /2(要支援2・週1回程度)		40単位	428円	54円	108円	161円
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の 59/1000				
通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の 12/1000				
通所型独自サービススペースアップ等支援加算		所定単位数の 11/1000				
食材料費(おやつ代含む)		640円				

※運営基準(厚生労働省令)で定められた「その他の費用」(全額自己負担)食材料費等(昼食、おやつ等)
1日につき640円を負担していただきます

※処遇改善加算、特定処遇改善加算は、利用するサービス(加算)により変動します。

※実際の料金請求額は、1円単位で計算されるため端数処理により一致しない場合があります。

(サービス利用の中止)

第5条 利用者がサービスの利用を中止する場合には、すみやかに前記のサービス提供責任者までご連絡ください。

- 1 利用者の都合でサービスの利用を中止にする場合は、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。前日または当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることがありますので、ご了承ください(ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です)。

時 間	キャンセル料	備 考
サービス利用日の前々日まで	無 料	
サービス利用日の前日まで	利用者負担金の50%	
サービス利用日の当日	利用者負担金の100%	

(その他)

第6条 サービス従事者に対する贈り物や飲食のもてなしは、ご遠慮させていただきます。